

議 会

11月12日および11月26日から12月23日までの会期
市議会11月臨時会・定例会の主な内容をお知らせします

問い合わせ 総務課 瀧口恵 ☎ (23) 0050

市議会11月臨時会
 一般会計補正予算(第8号)

令和2年度の8回目の補正で、20億1305万3千円を増額し、補正後の総額を291億4101万1千円としました。
 この補正予算では、相良地区防災拠点整備に係る分担金および新型コロナウイルス感染症対策について、予算措置を行いました。
 この他、▼牧之原市分担金徴収条例の一部を改正する条例▼相良地区放射線防護施設等造成工事の請負契約▼牧之原市立小中学校情報機器の売買契約について可決されました。

市議会11月定例会
 一般会計補正予算(第9号)

令和2年度の9回目の補正で、1億1962万7千円を減額し、補正後の総額を290億2138万4千円としました。
 この補正予算では、現在整備中の図書交流館「いここと」などへの新型コロナウイルス感染拡大防止対策や、回復傾向にある、ふる

一般会計補正予算(第10号)

令和2年度の10回目の補正で、2562万6千円を増額し、補正後の総額を290億4701万円としました。
 この補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策として、高齢者施設などの新規入所者などへのPCR検査費用の助成や、感染防止のため史料館をはじめとした各施設の空調設備の改修、地域経済の活性化を図ることを目的とした「RIDE ON MAKINOHARA デジタルスタンプリイ事業」などについて、予算措置を行いました。

牧之原市立図書館条例の一部を改正する条例

牧之原市立相良図書館を移転し、新たに牧之原市立図書交流館を設置するための条例改正を行いました。

また、▼牧之原市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例▼牧之原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例▼牧之原市議会議員及び牧之原市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例▼牧之原市国民健康保険条例の一部を改正する条例▼牧之原市保育所条例の一部を改正する条例▼牧之原市中小企業金融支援基金条例の制定▼牧之原市さがら子生れ温泉会館条例の一部を改正する条例▼吉田町牧之原市広域施設組合規約の一部を変更する規約▼国民健康保険特別会計補正予算▼介護保険特別会計補正予算▼土地取得特別会計補正予算などについて可決されました。

防 災

地震だ、津波だ、すぐ避難！
 牧之原市地震・津波夜間避難訓練を実施します

問い合わせ 防災課 増田真也 ☎ (23) 0056

市では、夜間における地震の発生と大津波警報の発表を想定した避難訓練を実施します。
 新型コロナウイルス感染予防対策を十分に行い、各自自治会の訓練に参加しましょう。

訓練での確認事項

- 次のことを確認しましょう。
- 避難場所と避難経路
- 避難場所までの所要時間
- 津波浸水想定区域や土砂災害危険箇所など
- 夜間における危険箇所
- 懐中電灯などの非常持出品
- 家族の安否確認伝達方法 など

サイレン吹鳴や緊急速報メール送信を行います

地震発生・津波襲来を想定した同報無線のサイレン吹鳴や、情報伝達訓練として、携帯電話への緊急速報メールの一斉送信を計画しています。
 携帯電話の緊急速報メールは、端末の設定によってはマナーモード設定中でも音が鳴りますので、注意してください。

【地震・津波夜間避難訓練】 3月11日(日) 午後7時～午後8時15分ごろ

*新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって、中止となる場合があります。

3月10日(土) 午後7時30分	同報無線で訓練事前広報を放送
3月11日(日) 午後6時30分	同報無線で訓練実施(中止)のお知らせ
午後7時〇〇分(*1)	「訓練」地震発生・訓練開始「サイレン吹鳴」
午後7時〇〇分(*2)	「訓練」大津波警報 同報無線と緊急速報メール配信で訓練警報発表のお知らせ
午後8時15分ごろ	同報無線で訓練終了のお知らせ

(*1・2) 地震発生および大津波警報発表の時間は、午後7時～午後7時30分までの間

表 彰

牧之原市健康づくり食生活推進協議会
 厚生労働大臣賞を受賞しました

問い合わせ 健康推進課 大岩仁美 ☎ (23) 0024

長年にわたり、地域の食生活改善に活躍し、地域の健康づくりに寄与した功績により、牧之原市健康づくり食生活推進協議会(川田雅代会長・81人所属)が厚生労働大臣賞を受賞しました。
 コロナ禍により、高円宮妃久子さまがご臨席される全国食生活改善大会での表彰式の開催が見合わせとなり、1月4日に市役所榛原庁舎で表彰状伝達式が執り行われました。当日は、川田会長、吉田和子副会長、加藤和子前会長が出席し、川田会長が杉本市長から表彰状を受け取りました。
 同団体は、市食育推進計画に基



杉本市長(左)から表彰状を伝達



写真左から、吉田副会長、川田会長、加藤前会長

づき、共食や栄養バランス、減塩など、年代に見合った望ましい食生活の普及活動を行っています。
 また、市の離乳食教室や婦人科検診において、市の健康課題である高血圧・糖尿病予備群を減らす献立の普及啓発を行っているほか、小学校や公民館などでの調理実習活動など、市や他団体の各種事業に協力していただいています。
 川田会長は「合併後の16年間の活動を認めていただいた。コロナ禍で思うように活動できないが、まずはできることから、『継続は力』であることを信じて活動していきたい」と感謝を述べました。

LINE 牧之原市LINE公式アカウントがリニューアル

問い合わせ 情報交流課 大石昌秀・森伶也 ☎ 230040



興味のあるジャンルの情報だけを受け取ることができる「セグメント配信」機能、道路のへこみなどを写真や位置情報で通報できる「市民レポート」機能、チャット形式で知りたい情報まで誘導してくれる「しらべる」機能など、機能が大幅に追加。ぜひ友だち追加してください。



友だち追加はこちらから
 または
 ホーム画面で「牧之原市」で検索

表彰

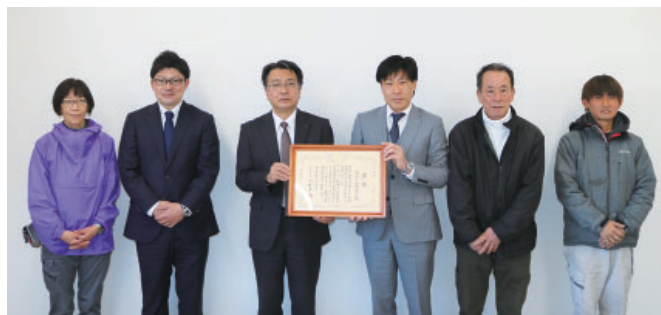
ふじのくに未来をひらく農林漁業奨励賞
 市内の農業者が表彰されました
 問い合わせ 農林水産課 浅井大典 ☎ (53) 2618

経営発展を目指した先進的な取り組みにより、今後、地域や県内の農林漁業者の模範となりうる個人または団体を県が奨励する「ふじのくに未来をひらく農林漁業奨励賞」で、株式会社おやさい（杉山孔将代表取締役）が表彰されました。

社は、農業経営のノウハウを生かした新規就農希望者の独立支援や、カット野菜の加工販売など、多角経営を展開しています。杉山代表取締役は「受賞は大変ありがたく、社員一同励みになっている。今後も、牧之原市の企業だからこそできる農業の形をこれまで以上に追求したい」と話しました。



「ふじのくに未来をひらく農林漁業奨励賞」の賞状



賞状を手にする株式会社おやさいの皆さん

歴史

シリーズ連載「感染症の郷土史」④
 病んで泣くより豫防で笑え！
 問い合わせ 社会教育課 長谷川倫和 ☎ (53) 2646

表題の「病んで泣くより豫防で笑え！」は、昭和25（1950）年8月1日発行の『勝間田村報』第3号に掲げられた衛生標語です。戦後まもない昭和20年代の自治体広報紙には、こうした感染症に対する啓発や注意喚起が多く見られ、衛生意識の向上が大きな課題だったことがうかがえます。

では、当時の衛生意識は、どのようなものだったのでしょうか。例えば、同じく第3号には、当時の保健師が家庭訪問の途中で「溝の水をすくつて呑んでいた子」や「丸裸で遊んでいた子」、「土だらけの手でキャンデーを食べていた子」を見たとし、赤痢（*1）患者が増えるなかで、子どもの行動に注意するよう呼びかけています。現代ではまず考えられませんが、当時は当たり前前の光景だったのでしょう。

こうした現状に対して、保健師は「目の前の一匹の蠅を殺す事」「生水、生食、



『勝間田村報』第3号（市史料館所蔵）

- *1 赤痢（細菌性赤痢）
赤痢菌を病原体とする腸管感染症で、下痢や発熱、腹痛などを発症し、重症化すると血液や膿、粘液が交じった便が出る。
- *2 日本脳炎
日本脳炎ウイルスを原因とする感染症で、特定の蚊を媒体として感染する。発熱、頭痛、悪心、おう吐、めまいなどのほか、意識障害やまひなどの神経系の障害を引き起こす。発症率こそ低いものの、子どもや高齢者が発症すれば、高い確率で死亡もしくは後遺症が残るとされる。

暴食をせぬ事」「外出後、用便後手洗いをすること」「お腹を冷さぬ事 殊に寝冷に注意」「川水で食器や食物を洗わぬ事」の5つを挙げ、これらの小さな注意で予防ができると訴えています。また、9月1日発行の第4号では、日本脳炎（*2）の予防として蚊の駆除が推奨され、村内にすでに1人の感染者が出ていると記されています。そして、溝や防火用水、水たまりなど家のまわりの清掃を行って、「日本脳炎を豫防しましょう」と結んでいます。現在、これらの感染症は、衛生意識の向上や生活環境の改善によって、症例自体が非常に珍しくなっています。人類と感染症との闘いには、治療薬やワクチン開発など医学の発展だけでなく、日常生活での予防という考え方も大きな役割を果たしてきたことを忘れてはならないでしょう。

税金

森の恵みを次世代に継承するために
 森林づくり県民税の課税期間を延長します
 問い合わせ 静岡県税務課 ☎ 054(221)2337
 ▼静岡県税務課 ☎ 054(644)9243
 ▼静岡県志太榛原農林事務所

森林づくり県民税とは

県は、荒廃した森林を再生し、山地災害の防止や水源かん養などの「森の力」を回復するため、平成18年度から、県民の皆さまに「森林づくり県民税」をご負担いただき、「森の力再生事業」を実施してきました。

事業は順調に進んでおり、これまで約1万8千ヘクタールの荒



廃森林の整備を行い、「森の力」は着実に回復しています。また、令和元年度の「森林環境譲与税」の創設後は、市町による地域の実情に応じた森林整備が始まり、県と市町はそれぞれの役割分担を明確にした上で、連携・協力しながら森林整備を進めています。

一方で、各地での集中豪雨の頻発により山地災害のリスクが高まっており、残りの荒廃森林の整備を速やかに完了させることが求められています。そのため、令和3年度以降も事業を継続することとし、森林づくり県民税の課税期間を5年間延長し、令和7年度までご負担をお願いすることとしました。

森林づくり県民税は、次の通り県民税均等割に加算されます。

- ▼個人Ⅱ年額400円
- ▼法人Ⅱ均等割額の5%（千円〜4万円）

荒廃森林を再生し、森の恵みを次世代に継承するため、引き続き皆さまのご理解をお願いします。

相談

キャリア決済が関係するトラブルが増加しています
 ひとりで悩まず相談してください
 問い合わせ 市民相談センター 桑田義明 ☎ (23) 0088

キャリア決済とは、携帯電話会社のID・パスワード・暗証番号などによる認証で商品を購入し、その代金を月々の携帯電話の利用料金と合算して支払う決済方法です。トラブル防止のため、キャリア決済の機能を停止することも可能です。

事例1

①実在する宅配事業者をかたるメールが届き、記載されたURLをタップして開いたサイトで、キャリア決済に必要なIDやパスワード、暗証番号、携帯電話番号を入力した。そのサイトは偽サイトであり、詐欺業者に通報サイトでも不正に使われてしまった。

②実在する通信販売業者をかたるSMSが届き、何かのアプリをインストールした。後日、友人から「変なメールが届いた」と連絡があり、スマートフォンが乗っ取られたことが判明。高額な利用料金の請求を受けた。

「アドバイス」

キャリア決済は、契約者が行ったものとみなされて料金を請求されますが、故意でないことや重大

事例2

②では、気づいたらすぐにスマートフォンを機内モードにし、アプリを削除してカスターマーセンターに連絡しましょう。公式サイト以外からアプリをインストールしないようにしましょう。

「アドバイス」

銀行や携帯電話会社、通販会社は、メールやSMSで顧客に料金の督促や個人情報・アカウント情報・クレジット番号などの入力を依頼することはありません。無視して削除しましょう。入力してしまった場合は、カスターマーセンターに連絡し、履歴の確認やキャンセルのほか、パスワードや番号を変更しましょう。